

# 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（令和2年度第2回）議事要旨

## 1 開催日時

令和2年9月2日（水）14時00分～

## 2 開催場所

WEB会議

## 3 出席者

### （1）委員（敬省略、順不同）

田村 昌三（座長）、朝倉 浩一、新井 充、岩田 雄策、芝田 育也、三宅 淳巳、八木 伊知郎

### （2）オブザーバー

濱口 千絵（経済産業省）、加藤 優奈（厚生労働省）、佐藤 康博（消防研究センター）

### （3）事務局

渡辺 剛英、鈴木 知基、平野 修弘、安田 哲朗

## 4 配布資料

（資料Ⅱ－1） 第1回議事要旨

（資料Ⅱ－2－1） 「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査結果及び対応について

（資料Ⅱ－2－2） 第一次候補物質の抽出結果※

（資料Ⅱ－2－3） 第二次候補物質の調査結果※

（資料Ⅱ－2－4） 流通量モニタリング物質の調査結果※

（資料Ⅱ－3－1） 「消防活動阻害物質」の調査結果及び対応について

（資料Ⅱ－3－2） 「消防活動阻害物質」候補一覧※

（資料Ⅱ－4） 「臭素酸カリウム」に係る対応について

〔参考Ⅱ－1－1〕 「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法

〔参考Ⅱ－1－2〕 「火災危険性を有するおそれのある物質」の危険物指定の流れ

〔参考Ⅱ－2〕 「消防活動阻害物質」の調査方法

〔参考Ⅱ－3〕 毒物劇物の判定基準

※非公開情報を含むため一部委員限り

## 5 開会

## 6 議事内容

(1) 「第1回議事要旨」について

事務局から資料Ⅱ－1により説明を行った。

(2) 「火災危険性を有するおそれのある物質」の対応（案）について

事務局から資料Ⅱ－2－1、資料Ⅱ－2－2、資料Ⅱ－3及び資料Ⅱ－2－4により説明を行い、以下の質疑があった。

【委員】モニタリング物質である「ヒドラジン水和物100%」の流通量が増加してきているとのことであるが、当該物質の主な使用用途は何か。また、当該物質について今後の展望はどのように考えているのか。

【事務局】「ヒドラジン水和物100%」は、主に化学品の原料として使用されている。また、今後の展望については、流通量等をチェックしながら判断することについて変わりないが、基準値を超えることになれば危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）を改正し、新たに指定することとなる。

【委員】確認であるが、「ヒドラジン」は消防活動阻害物質に指定されているのか。

【事務局】消防活動阻害物質には指定されていない。

(3) 「消防活動阻害物質」に係る対応（案）について

事務局から資料Ⅱ－3－1及び資料Ⅱ－3－2により説明を行い、以下の質疑があった。

【委員】消防活動阻害物質というのは、消防活動を行う上で支障となる物質であるが、本検討会で採用している判断基準により指定する物質のほかには、どのような消防活動阻害物質が存在するのか。また、化学物質は多種多様なものが日々つくられているが、場合によっては判断基準を追加することもあるのか。

【事務局】消防法第9条の3を根拠としており、具体的な指定と数量については、「危政令」に定められている。毒劇物のうち消防活動阻害物質としているものは別表第1及び別表第2に定められており、新規の追加物質については、「水又は熱を加えること等により人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの」として当該別表の末尾に記載されているものである。必要があれば、本検討会における判断基準を修正する可能性はあるが、その場合は危政令の別表を改正することとなる。

(5) 「臭素酸カリウム」に係る対応について

事務局から資料Ⅱ－4により説明を行い、以下の質疑があった。

【委員】臭素酸カリウムの代替物質については、現在、国連でも検討が進められているが、新型コロナウイルスの影響で今年度はまだ会合を開くことができていない状況である。したがって、今のうちに日本国内で準備しておくことは有効である。

【座長】過酸化カルシウムに絞って調査を進めることは妥当な判断だと考える。今回の調査結果をもとに日本から国連に対して情報提供等の貢献ができるので、是非、調査を進めていただきたい。また、事務局案にあるとおり、今回の調査結果をもって直ちに消防法令等の改正をするわけではなく、国連との調整を図りながら検討を継続していくことを改めて認識していただきたい。

【事務局】承知した。

【座長】資料の中で、「重量比」という記載があるが、この文言だけでは正確な表現ではない。例えば、「過酸化カルシウムと木粉との重量比」などと記載するべきである。

【事務局】承知した。

## 7 閉会